



「表示装置」事件

(知財高判令和5年11月14日 令和4年(行ケ)第10113号¹)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。
(2) 裁判所は、引用発明に技術常識を組み合わせることにについて阻害要因がないから、本件発明は、引用文献1及び技術常識に基づいて容易にし得たと判断した(特許庁審決の判断を支持)。

対象特許(特願2019-208203号²)

【請求項1】

「表示光を放出するため2次的に配置された画素を備えた表示パネルと、外光を検出する少なくとも1つの光センサと、を備え、印刷表示媒体の外光に対する拡散反射光を再現するために、前記表示パネル内の特定領域において、前記光センサで検出される、外部から前記表示パネルの前記特定領域に入射する外光の光束に対して、前記特定領域内の画素から出射される光束が、所定の割合の拡散反射率と前記特定領域に入射する外光の光束との積により制御され、前記画素の放射光強度の角度依存性が、ランベルトの余弦法則に基づき、完全拡散板の均等拡散分布になる、もしくは輝度の半値角が120°以上で、基板面垂直方向からならぬ減少する配光分布を有し、前記印刷表示媒体の外光に対する拡散反射光を再現する場合の画素の輝度は、前記光センサで検出された照度を用いて、画素の輝度=拡散反射率×照度/πの計算式に基づき設定されることを特徴とする表示装置。」

引用発明(米国特許出願公開第2014/0285477号明細書³(引用例1)との相違点に係る構成

本願の請求項1に係る発明(本件発明1)と引用発明との相違点2に係る構成は、以下の表のとおりである。なお、相違点1は省略した。

本件発明1	引用発明
前記印刷表示媒体の外光に対する拡散反射光を再現する場合の画素の輝度は、前記光センサで検出された照度を用いて、画素の輝度=拡散反射率×照度/πの計算式に基づき設定される。	測定された周囲光の照度に基づいて決定された、表示画素のRGBサブ画素の最大輝度値及び最小輝度値を参照して、表示画素のそれぞれのサブ画素に関連付けられた画像データのRGB色値をスケーリングし、画像データのスケーリングされたRGB色値は、周囲光の照度がしきい値を下回るときに最小輝度を維持するように、ディスプレイのためのプリセット値で補償される。

技術常識3(米国特許出願公開第2017/0103728号明細書⁴)に記載された事項

紙のような印刷表示媒体を反射面とする外光の照度とその反射光の輝度は比例関係にあ

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=6061

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2020-086457/11/ja>

³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/US-A-2014-0285477/50/ja>

⁴ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/US-A-2017-0103728/50/ja>

り、表示部における外光の照度と放射輝度の関係を、印刷表示媒体を反射面とする外光の照度とその反射光の輝度の関係に一致させることにより、外光による印刷表示媒体の外観を模した表示画像とすること。

裁判所の判断

引用発明に技術常識3を適用することについて、裁判所（知財高裁）は、次のように判断した。

「引用文献1に記載されている発明は、表示装置と紙の発光の仕組みの違いを踏まえつつ、表示装置においても印刷物のような自然な画像品質を提供することを目的として、これを実現するため、周囲光特性及び実質的な紙の光学特性を用いて、紙に印刷された画像コンテンツの特性を模倣しようとするものと認められる（本件審決が認定する引用発明の第1段落部分参照）。

このような引用発明において、紙の光学特性（紙のような印刷表示媒体を反射面とする外光の照度とその反射光の輝度は比例関係にある）を用いて、表示装置の表示における外光の照度と放射輝度の関係を、印刷表示媒体を反射光とする外光の照度とその反射光の輝度の関係に一致させることにより、外光による印刷表示媒体の外観を模した表示画像とすること、すなわち技術常識3を適用することは、ごく自然なものというべきである。

引用文献1には、原告らの主張するとおり、最低輝度の維持制御技術の開示があり…、本件審決はこれを引用発明の構成要素として認定している…。しかし、引用文献1の記載事項全体を踏まえてみれば、最低輝度の維持制御技術の位置づけは、「一実施形態」であり、本来の目的との関係で必須のものとはされていない。上記イ（エ）の記載（「…してもよい」）も、これを裏付けるものである。

また、最低輝度の維持制御技術は、周囲光の照度がしきい値を下回るときに初めて発動されるものであって、それ以外の条件下においては、照度輝度比例構成と矛盾・抵触するものではなく、むしろこれを前提とするものといえる。すなわち、最低輝度の維持制御技術と照度輝度比例構成とは、技術思想としては両立・並存するものといえることができ、引用発明が最低輝度の維持制御技術を有するものであるとしても、照度輝度比例構成の採用を必然的に否定するような関係にはない。

以上の検討を踏まえると、引用発明に含まれる最低輝度の維持制御技術は、引用発明と技術常識3を組み合わせる阻害要因になるものではないというべきである。」（下線は筆者による）

まとめ

主引用例と副引用例との組み合わせに阻害要因が存在することは、本願発明の進歩性を主張する際の有力な主張の一つである。しかしながら、主引用例と副引用例との組み合わせに阻害要因があるか否かは、主引用例及び副引用例の開示内容を慎重に検討する必要がある。例えば、本事件のように主引用例において解決しようとする課題との関係で任意の構成とされているものについては阻害要因が認められにくいのに対し、主引用例において解決しようとする課題との関係で必須の構成とされているものについては阻害要因が認められやすい。この点に留意して、進歩性欠如に基づく拒絶理由への対応を検討する必要がある。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、引用発明の適用、組み合わせ、阻害要因、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 日夏 貴史

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。